(f)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

(g)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定が効力を生ずる日に改正されており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付される章の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスに関し、

(a)　日本国は、附属書八Ａ（金融サービス）第四条（信用秩序の維持のための措置）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様のことを理由として、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく他の締約国の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・一条（定義）(r)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置及び運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置は、第八・二条（適用範囲）の規定により第八章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表Ａには含まれない。

6　第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのＷＴＯ文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）の別添六を考慮して、この表Ａには含まれない。

7　第八章（サービスの貿易）の規定の適用上、日本国は、他の締約国の永住者（サービス貿易一般協定第二十八条(k)(ii)2の規定に基づいて通報した締約国の永住者を除く。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

8　この表Ａの規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一

分野	農林水産業及び関連するサービス（この表のＢの留保事項十二及び留保事項十八が対象とするものを除く。）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六三二四　農業協同組合 ＪＳＩＣ　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（この表のＢの留保事項十二及び留保事項十八が対象とするものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二

措置	自動車整備業 自動車特定整備業 ＪＳＩＣ　八九　自動車整備業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 自動車特定整備業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置しなければならず、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章

三

分野	事業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九一一一　職業紹介業 ＪＳＩＣ　九一二二　労働者派遣業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 1　日本国内の企業に対して次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置しなければならず、かつ、該当する場合には、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービス及び船員職業紹介サービスを含む。） (b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 2　職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章

四

分野	回収代行のサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業、金融附帯業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）

2　審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）

注　この概要において、留保事項十、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。

3　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十二号）第三条